

東京都交通局個人情報保護基本方針

東京都交通局（以下「交通局」といいます。）は、条例に基づきお客様の権利利益を保護するため、お客様の個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。）を以下のように取り扱います。

1 目的を明確にして個人情報を収集します。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、目的達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集します。
- (2) 思想、信条等の個人の権利利益の侵害に直結するおそれの強い個人情報について収集を制限しています。
- (3) 個人情報は、本人から収集することを原則として、その例外となる場合を明らかにしています。

2 取り扱う個人情報を明らかにします。

個人情報を収集する必要性や収集範囲を明らかにし、慎重かつ責任をもって個人情報を取り扱うため、個人情報を取り扱う事務の内容や収集する個人情報の項目などの目録を作成し、お客様に対して公表します。

3 個人情報を適正に管理します。

- (1) 個人情報を、正確かつ最新の状態に保ちます。
- (2) 漏えい、滅失、き損等の防止のため、必要な保護措置を講じます。
- (3) 必要がなくなった個人情報は、速やかに消去し、又は廃棄します。

4 業務委託を適正に行います。

個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

5 目的外に利用・提供をしません。

- (1) 事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはありません。
- (2) ただし、生命、身体又は財産の安全を守るため緊急やむを得ないときなどは、条例に基づき必要な限度での目的外の利用や目的外の提供を行う場合があります。

6 御自分の個人情報について開示・訂正・利用停止の請求ができます。

- (1) どなたでも、交通局が保有する御自分の個人情報の開示を請求することができます。
- (2) 開示された御自分の個人情報に事実の誤りがある場合には、事実を証明する書類等を提出した上で、その情報の訂正を請求することができます。

(3) ご自分の個人情報が条例に違反して収集、利用又は提供されているときは、その情報の利用停止を請求することができます。

7 職員等に罰則が科せられます。

交通局の職員や交通局の業務を委託された企業の従業員等が、電算処理された都の保有する個人情報を提供した場合や、業務に関し知り得た個人情報を不正な目的で提供、盗用した場合には、2年以下の懲役や100万円以下の罰金などの罰則が定められています。

平成17年10月1日
東京都交通局